心と体にアドバイス

健康よもやま話

Vol.48「高齢者の労働災害防止のために」

公益財団法人中国労働衛生協会
会長
宮田 明

1974年岡山大学医学部卒。医学博士。公立学校共済組合中国中央病院血液内科部長・副院長、尾道市立市民病院院長を経て、2015年より健康診断、保健指導・健康教育、産業衛生、社会貢献事業などを行う(公)中国労働衛生協会の理事長を務め、25年7月より会長に。日本血液学会専門医指導医、人間ドック健診専門医、日本禁煙学会認定専門医など。座右の銘は「待てば海路の日和あり」「降りやまない雨はない」。

5つの措置で安全対策

わが国最大の課題である少子高齢化に伴う、生産可能年齢人口の減少による労働力減少を補う手段として、高齢者雇用の拡大が推進されています。その結果、2024年の雇用者全体に占める六〇歳以上の高齢者の割合は19・1％まで増えています。一方で労働災害による休業四日以上の死傷者数に占める六〇歳以上の高齢者の割合も高く、30％を占めるとのことです。六〇歳以上の男女別の労働災害発生率を三〇代と比較すると、男性は約二倍、女性は約五倍となっています。

「墜落・転落」「転倒による骨折など」の労働災害発生率は、特に六〇歳以上で加齢に応じて著しく上昇します。高齢者の労災は重症化・長期休業につながりやすいことも問題とされています。こうした状況を受け、2020年に高齢者への配慮を定めた指針「エイジフレンドリーガイドライン」が策定されましたが、法的根拠を持たない行政指導レベルの位置付けでした。

この度、労働安全衛生法が改正され、4月1日に施行されました。最大の特徴は、従来の一般的な安全対策から「高年齢者の身体特性を前提にした安全対策」へと変わったことです。これは努力義務であり、直接の罰則はないものの、労災発生時に指針に沿った対策を講じていたか否かは、安全配慮義務違反を判断する際の材料となります。

改正法に基づいて示された「高年齢者の労働災害防止のための指針」の中に、事業者が取り組みたい「5つの措置」が書かれていますので、紹介します。

①安全衛生体制の確立

経営トップが方針を表明し、高齢者の身体機能の低下などによる労働災害発生リスクについて、災害事例などからリスクを洗い出し、リスクの高さに応じて対策の優先順位を検討する（リスクアセスメント）。

②身体機能を補う職場環境の改善

身体能力が低下した高齢者でも安全に働き続けられるよう、リスクなどを勘案し、優先順位を付けて、事業場の環境の改善や作業管理の適正化に取り組む。

③健康や体力状況の把握

労働安全衛生法で定める健康診断を実施し、主に高齢者を対象とした体力チェックを継続的に実施し、事業者・高齢者双方が体力の状況を把握しておく。

④健康や体力状況に応じた対応

個々の高齢者の健康や体力の状況を踏まえ、業務の提供などについて適正な対応を行い、身体機能の維持向上のための取り組みを実施する。

⑤高年齢者・管理監督者双方への安全衛生教育

高齢者の特性や高年齢者の安全衛生対策について、法令に基づく教育などを確実に実施する。それぞれの作業内容とそのリスクについて、理解を得られるよう十分な時間をかける。

このほか指針では、労使の協力や外部支援の有効活用を勧めています。小規模事業所であれば地域の産業保健センターへ無料で相談できますが、職場環境の改善には補助金制度の活用なども含め、当協会のような地域の保健機関を利用していただければと存じます。いつでも相談に応じますので、ぜひご一報ください。

法改正を単なる義務でなく、生産を高く保てる安全な職場づくりや健康経営推進のための一つの機会と考え、準備を進めていただければ幸いです。

定期健康診断・生活習慣病予防健診・人間ドック・特定健康診査・各種がん検診
地域初 フレイル予防ドック 始めました! あなたの会社の 健康経営 サポートします!

公益財団法人
中国労働衛生協会
福山市引野町5-14-2
☎084-941-8211
https://churou-wp.sub.jp

定年退職後の健康管理はどうしたらいいの?とお悩みの方
●健康診断のご案内 ●健康情報の発信 ●健康イベントのご案内
入会費無料 『げんきサポートクラブ』におまかせください!